【別紙資料２】

パブリックコメントで寄せられた意見に対する市の考え方

箇所	意見内容	市の考え方
閲覧資料 P3（趣旨） 9行目	「いかなる差別」が「インターネット上の人権侵害」を指していると読み取れてしまう。「いかなる差別」がインターネット上の人権侵害以外のものも含むことが分かるように、8行目から 10 行目を次のようにしてはどうか。 【文案】 特に近年では、急速な情報化の進展により、インターネット上の人権侵害が深刻化しています。このような現状を踏まえ、いかなる差別も見過ごさず、その根絶に向けた一人ひとりの行動により、社会全体でより実効性のある取組を進めていく必要があります。	「いかなる差別」が「インターネット上の人権侵害」以外のものも含んでいることが伝わるように、ご意見を踏まえ、より分かりやすくするため、条文を修正します。
閲覧資料 P3（趣旨） 8行目 P3（第2条第2項） 2行目	趣旨の文中では、「インターネット上での人権侵害」、第2条第2項の文中では、「インターネット上での誹謗中傷や差別的言動」とあるが、この表現を統一していないのは何か意味があってのことか。	人権侵害には、誹謗中傷や差別的言動が包含されます。 条例の趣旨では、このたびの条例改正の背景にあるものを包括的に書き込むため、「インターネット上での人権侵害」としています。 条例第2条第2項の文中では、インターネット上の人権侵害の具体的に明示するため、「インターネット上での誹謗中傷や差別的言動」としています。
閲覧資料 P3（第2条第2項） 3行目	「迅速かつ適切に対応する」が抽象的な印象を与えしまう。ここに県条例にある「削除要請」という言葉を使って、市の具体的な動きを示してほしい。	市は、インターネット上での誹謗中傷や差別的言動（侵害情報）に関係機関と連携して対応することとしています。 条例第2条では、インターネット上の侵害情報の削除要請を行う県との連携を強調するため、同条第１項に「関係機関と連携し、」を新たに加えていました。 ご意見を踏まえて、市の具体的な動きを明示するため、同条第１項の「関係機関と連携し、」を削除し、同条第2項に「関係機関と連携し、」を加えます。

パブリックコメントで寄せられた意見に対する市の考え方

箇所	意見内容	市の考え方
閲覧資料　全体	内容としては具体性をもう少しあげてほしいと感じるものの、昨今の様々なマイノリティへの個人・政府や公職の人間からの圧力や人権侵害、より生きにくくしようとするような社会の動きがある中で、住まう市がより一層人々の人権を考え、推進しようとする案を出されるのは、安心して暮らせる倉吉への道を進めることにもなると考えられ、心強いです。 私もわずかでありますが、一助になれば幸いです。 一都集中に地方切り捨てにも近い、いわば鳥取などの都市部以外の自治体という「マイノリティ」への経済的・心理的な圧力や侵害の気配もある情勢ですが、「少数ならば切り捨ててよい」という考えへの対抗に、今までの活動も活かされていくことを願っています。	このたびの条例改正は、あらゆる差別を許さない世論の形成や市民生活の向上と幸福を実現するため、より一層の人権意識の醸成を図ることを目的としています。 現行条例の実効性を高める取組としては、条例例第5条に基づき、第7次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画（令和8年3月）を策定しているところです。 個人の違いや多様性を認め合い、誰もが差別や偏見を受けることなく、ひとりの人間として等しく尊厳を持って生きられる社会の実現に向けて、引き続き、人権施策を推進してまいります。

パブリックコメントで寄せられた意見に対する市の考え方

箇所	意見内容	市の考え方
閲覧資料　ＰＩ	（４）市民等の責務（第３条第２項） 条例第３条第２項第１号から第４号に規定する差別及び差別を助長する行為について、インターネットを通じて行うものを含むことを明記するとともに、それらの行為を「しないように努める」（努力義務）から「してはならない」（禁止）に改めます。 この改正規定に遵守しない者の氏名公表や過料（秩序罰）は設けず、理念条例のレベルを引き上げることで、市民の人権尊重意識の醸成を図ります。 上記の項目について、鳥取県条例をはじめ多くの自治体で、氏名公表や過料を定めています。今般のインターネット上の書き込み等は、悪質化・常態化・特定の発信者・拡散傾向を見るにつけ、その歯止めの必要性が多くの議論になっています。実際に川崎市の条例のように、氏名公表や過料で、ヘイトスピーチが減少したところもあれば、川口市や兵庫県のようにヘイトの拡大・悪質化をしているところもあります。「してはならない」（禁止）と明記するなら、単に「市民の人権尊重意識の醸成」とはならず、匿名性が担保され、ヘイトの垂れ流しになってしまいます。市民社会の中での確固とした指針（条例）がなければ、あってもなきものになりがちです。「言いっぱなし」「やり得」「匿名ならいい」といった状況は、人権侵害をする者にとって、格好の中身です。なぜ「理念条例」にするのかの説明が必要です。「理念条例」で、ヘイトが沈静化する論拠を示してほしいです。きちんと、「この改正規定に遵守しない者の氏名公表や過料（秩序罰）は行います」と記することを要望します。	鳥取県では、様々な人権課題の中で、インターネット上の人権侵害の拡大の危機が切迫していると判断し、令和７年 12 月に鳥取県人権尊重の社会づくり条例を改正し、インターネット上の人権侵害に対する氏名公表や過料の規定を設けられました。 本市としては、鳥取県と連携して取り組むことで、県条例による実効性を十分に確保できると考えており、本市独自に罰則規定を設けなくても、必要な対応が可能であると判断しています。 このため、この度の本市条例の改正は、県条例の改正内容に整合を図り、本市条例の水準を鳥取県の水準に合わせることを基本方針としています。 本市条例は、人権尊重の理念を市民一人ひとりが自発的に理解し、日常生活の中で実践することを重視してきました。鳥取県が罰則を限定的に導入した趣旨を踏まえつつ、本市としては、市民の自発的な理解と行動を促す「理念条例」を維持していくこととしています。 その他の人権課題に対する罰則規定の導入については、国や県の動向を注視しつつ、必要に応じて検討を進めて参ります。